

令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率をお知らせします。

1. 健全化判断比率について

財政の健全度を「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの指標により判断するものです。

網走市の健全化判断比率と基準は以下のとおりです。

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
網走市	※1 -	※1 -	16.1	112.9
早期健全化基準	13.06	18.06	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	基準はありません

※1 実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字となっているため、比率が算出されません。

こうした場合は「-」の表示となります。

2. 早期健全化基準と財政再生基準について

網走市は、4つの指標の全てが早期健全化基準を下回っています。

①早期健全化基準(イエローカード)

4つの指標のうちいずれかが早期健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化を図る必要があります。

②財政再生基準(レッドカード)

3つの指標のうちいずれかが再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定します。

この計画は、総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになりますので、税金や公共料金などの引上げ、住民サービスの見直し、建設事業の休止など市民の皆さん的生活に大きな影響を与えることが予想されます。

イエローカードとレッドカード

早期健全化団体の自主的な財政の健全化に対して、再生団体は国の管理下のもと厳しい財政の健全化が求められます。

こうしたことから、一般的に早期健全化基準をイエローカード、財政再生基準をレッドカードと呼ばれています。

3. 今後の財政運営について

これまで市では、職員数の削減や給与の独自削減による人件費の削減、補助金負担金の見直し、事務事業の見直し、建設事業の抑制、使用料・手数料の見直しなどの行政改革を市民のみなさんのご理解、ご協力を頂き進めてまいりました。

今後も効率的、効果的な財政運営に努め、市民の皆さんのが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

4. 資金不足比率について

公営企業に該当する特別会計について、その経営の健全度を特別会計単位で判断するものです。経営健全化基準を超えた場合は、健全化法に基づき経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力により経営の健全化を図る必要があります。

網走市は全ての特別会計で経営健全化基準を下回っております。

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
網走港整備特別会計	—	
能取漁港整備特別会計	—	

※ 資金不足のない場合の比率は、「-」の表示となります。

地方公営企業とは

全ての市民の方が同じ量のサービスを受けるのではなく、その事業の効果も特定の方となることから、そのサービスを受ける方が、その費用を負担することが、公平とされている事業です。